

第 5 4 号議案

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8, 8 0 0 円」を「8, 9 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「1 0 0 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「1 2, 4 0 0」を「1 2, 4 4 0」に、「1 3, 3 0 0」を「1 3, 3 2 0」に、「1 0, 6 0 0」を「1 0, 6 7 0」に、「1 1, 5 0 0」を「1 1, 5 5 0」に、「8, 8 0 0」を「8, 9 0 0」に、「9, 7 0 0」を「9, 7 9 0」に改め、同表備考第 1 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償

年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。以下同じ。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額を改定するとともに、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改定する必要があるからである。